

令和5年度 処遇改善加算等の取得状況について

当法人では、下記の加算を取得しています。

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

<福祉・介護職員処遇改善加算>

介護職員の賃金改善のために平成24年に創設されました。

その後、昇給につながるキャリアアップの制度のしくみを構築し介護職員の資質を向上させることや労働環境を整備することで介護職員の定着をはかることで加算を充実させてきました。

当法人では下記の取り組みを行っており、キャリアパス要件Ⅰを満たしております。

1. キャリアアップの要件

- 職員の職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件を定めています。
- 職位、職責、又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。
- 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、当法人の職員に周知しています。

2. 職場環境等の要件

- 資質の向上
 - ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に、強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者研修等の受講支援
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連携
- 労働環境・処遇の改善
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化、及び個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
 - ・介護休暇、看護休暇を有給としている
- その他
 - ・非正規職員から正規職員への任用替え
 - ・個々の働き方に配慮した処遇を実施

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算>

現行の福祉・介護職員等特定処遇加算に加え、2019年度から福祉・介護職員等特定処遇加算が創設されました。従来の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、さらなる処遇改善を行うものです。

<福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算>

令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、令和4年10月からベースアップ加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）が創設されました。

基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員のさらなる処遇改善を行うものです。

<見える化要件について>

見える化要件とは、特定処遇加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み内容を外部から見える形で公表することです。

要件に基づき当法人について下記の通り公表いたします。

① 入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者研修等の受講支援等

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善